

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市浦和区瀬ヶ崎一丁目の一部（西側）

四 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年二月二十八日まで